小鹿野町

令和７年１２月１２日

消防団員の懲戒処分について

消防組織法第２３条並びに小鹿野町消防団条例第７条及び第８条の規定に基づき、下記のとおり消防団員の懲戒処分を行いました。

記

１　被 処 分 者　　分団長　４０歳代　男性
２　処分発令日　　令和７年１２月１０日
３　処分の種類　　懲戒免職

＜事案の概要＞

当該団員は、令和５年４月から２年間（当時、副分団長）、分団の会計事務を担当していたが、その間、分団会計の通帳から支出根拠のない不明な支出を繰り返し、３３０万円を私的に流用していた。

私的に流用された現金については、現在、半額以上が返還され、残額についても本人から返還の意志が示されているため、町消防団としては刑事告発を見送ることとした。

なお、本事案については、指導監督に適正を欠いていたものとして、当時の分団長を戒告、当時の部長を訓告の懲戒処分とした。

＜本件に関する町消防団長のコメント＞

法令を遵守すべき立場にある消防団員の非違行為は、誠に遺憾であり、町民の皆さまから寄せられた信頼を著しく失墜させてしまったことを深くお詫び申し上げます。

再発防止に努め、一層の綱紀粛正及び服務規律の徹底に取り組んでまいります。